

あきる野市生涯学習推進市民会議委員（市民公募）選考実施要領

1 概要

あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱第3条の規定に基づく委員のうち、3条第1項第2号の規定に基づく市民代表の委員の選考に当たり、「あきる野市における各種委員会等委員の市民公募に関する基準」に基づき、委員を公募するために必要な事項を定める。

2 募集人数

1人

3 応募要件

令和4年11月1日現在、20歳以上で、市内在住、在勤又は在学する者とする。

4 公募方法

(1) 選考は、応募用紙及び作文による書類選考とする。

ア 応募用紙

別紙「あきる野市生涯学習推進市民会議委員（市民公募）応募用紙」に必要事項を記入する。

イ 作文

「生涯学習」に関するテーマを自由に設定し、1,200字程度（原稿用紙3枚相当、様式自由）で記入する。

(2) 応募用紙及び作文の提出は、以下のとおりとする。

ア 提出期限 令和4年12月23日（金）（必着）

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出先 あきる野市教育部生涯学習推進課生涯学習係

〒197-0814 あきる野市二宮350 あきる野市役所2階南側

電話 042-558-2438

5 選考委員会の設置等

次の者をもって、「あきる野市生涯学習推進市民会議委員選考委員会」を設置する。

副市長、教育長、企画政策部長、総務部長及び生涯学習担当部長

6 選考方法

(1) 作文等の評価基準については、以下のとおりとする（各選考委員40点満点）。

評価基準表		評価する項目		評価点に対する評価の比重
評価点	内容			
5	特に優秀	①	応募の動機、委員としての意欲が感じられるか。	3
4	優秀	②	一般教養としての知識を持っているか。	1
3	普通	③	生涯学習に関する知識を持っているか。	2
2	やや劣る	④	表現は分かりやすいか。	1
1	劣る	⑤	誤字、脱字はないか。	1

(2) 選考委員により、応募者の住所及び氏名を伏せた上で、選考を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合は、選考対象から除外する。

ア 応募要件を満たしていない場合

イ 選考委員による作文の評価点の合計が100点未満の場合

(3) 広く市民の意見を反映させるため、選考に当たっては、他の委員会等の委員の職にないものを優先する。

(4) 選考委員による作文の評価点の合計が100点以上の者のうち、評価点が最も高い者を選出する。

(5) 上記の方法により選考した結果、選出した委員数が募集人数に満たない場合には、公募以外の方法で選出できるものとする。

(6) 選考に当たり疑義が生じた場合は、円滑に選考できるよう、その都度、調整を図るものとする。

7 選考結果等

(1) 選考した結果は、速やかに決定し、応募者全員に書面で通知する。

(2) 選出者は、別途、委員の委嘱を行う。

(3) 選考した結果及び過程（応募用紙及び作文の内容、評価点等）は公表しない。

8 その他

(1) 応募書類は、理由の如何を問わず返還しない。

(2) 公募に係る文書の保存年限は3年とする。